

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
21	<p>第3節 県の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 土地利用 (略)</p> <p>利用形態別の推移をみると、昭和47年から平成14年までの30年間に、農用地が265km²、森林が168km²減少した一方で、宅地が178km²、道路が116km²の増加となっており、総体的に、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。</p>	<p>第3節 県の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 土地利用 (略)</p> <p>利用形態別の推移をみると、昭和47年から令和4年までの50年間に、農用地が415km²、森林が200km²減少した一方で、宅地が232km²、道路が153km²の増加となっており、総体的に、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。</p>	➤ 時点更新
21	<p>7 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各 県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,430.5km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,196.9km)、一般県道(1,144.4km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,732.8km)で構成されており、総延長は令和3年3月末現在で25,504.6kmとなっている。</p>	<p>7 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各 県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,439.7km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,195.4km)、一般県道(1,152.2km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,851.9km)で構成されており、総延長は令和5年3月末現在で25,639.2kmとなっている。</p>	➤ 時点更新
21	<p>(2) 鉄道</p> <p>県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線(松島接続線を含む)、常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等6路線が、仙台市、美里町を中心に東西に走っている。営業キロは平成30年3月末現在で新幹線124.8km、在来線424.1kmに及んでいる。</p>	<p>(2) 鉄道(BRTを含む)</p> <p>県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線(松島接続線を含む)、常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等6路線が、仙台市、美里町を中心に東西に走っている。営業キロ(県内駅区間距離の合計)は令和6年9月末現在で新幹線約109km、在来線約430kmに及んでいる。</p>	➤ 時点更新、記述の追加
21	<p>(3) 空港</p> <p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。令和5年7月現在、国内定期便は、国内9都市(札幌、成田、名古屋、大阪、神戸、出雲、広島、福岡、沖縄)、国際定期便は、海外6都市(ソウル、大連、北京、上海、台北、バンコク)への路線が開設されている。</p>	<p>(3) 空港</p> <p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。令和6年7月現在、国内定期便は、国内9都市(札幌、新潟、成田、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡、沖縄)、国際定期便は、海外6都市(ソウル、大連、北京、上海、台北、バンコク)への路線が開設されている。</p>	➤ 時点更新
22	<p>(4) 港湾 (略)</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成30年で4,947万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,601万トンである。</p>	<p>(4) 港湾 (略)</p> <p>港湾における取扱貨物量は令和4年で3,890万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,198万トンである。</p>	➤ 時点更新

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考																				
32	<p>第4節 宮城県を取り巻く地震環境 第1から第3まで（略） 第4 宮城県の地震被害 （略）</p> <p style="text-align: center;">宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦（和暦）</th> <th>地域（名称）</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022.3.16 （令和4）</td> <td>福島県沖</td> <td>7.4</td> <td>死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊 <u>21,839</u></td> <td>宮城県 （R4.6.17 現在）</td> </tr> </tbody> </table>	西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典	2022.3.16 （令和4）	福島県沖	7.4	死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊 <u>21,839</u>	宮城県 （R4.6.17 現在）	<p>第4節 宮城県を取り巻く地震環境 第1から第3まで（略） 第4 宮城県の地震被害 （略）</p> <p style="text-align: center;">宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦（和暦）</th> <th>地域（名称）</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022.3.16 （令和4）</td> <td>福島県沖</td> <td>7.4</td> <td>死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊 <u>21,172。</u></td> <td>宮城県 （R4.6.17 現在）</td> </tr> </tbody> </table>	西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典	2022.3.16 （令和4）	福島県沖	7.4	死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊 <u>21,172。</u>	宮城県 （R4.6.17 現在）	<p>➤ 住家被害数の修正、句点の追加</p>
西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典																			
2022.3.16 （令和4）	福島県沖	7.4	死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊 <u>21,839</u>	宮城県 （R4.6.17 現在）																			
西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典																			
2022.3.16 （令和4）	福島県沖	7.4	死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊 <u>21,172。</u>	宮城県 （R4.6.17 現在）																			
第2章 災害予防対策		第2章 災害予防対策																					
49	<p>第1節 総則 第1 東日本大震災の主な特徴 東日本大震災での地震は、<u>マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものである</u>、（略）</p>	<p>第1節 総則 第1 東日本大震災の主な特徴 東日本大震災での地震は、<u>複数の領域が連動して広範囲の震源域となった、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震</u>であり、（略）</p>	<p>➤ 表現の修正</p>																				
53	<p>第2節 地震に強いまちの形成 第1から第5まで（略） 第6 地震防災緊急事業五箇年計画 （略） 1 （略） 2 事業対象地区 <u>第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</u></p>	<p>第2節 地震に強いまちの形成 第1から第5まで（略） 第6 地震防災緊急事業五箇年計画 （略） 1 （略） 2 事業対象地区 <u>県に大きな被害を与えることが想定される地震の中から、4つの地震について詳細な被害想定を行っているが、最大クラスの地震を想定した場合、県土全域で強い揺れが想定されることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るためにも、計画対象地域は県土全域とする。</u></p>	<p>➤ 第五次地震被害想定調査が完了したことに伴う修正</p>																				
54	<p>3 対象事業の範囲 （1）から（9）まで（略） （10）<u>公立の小学校又は中学校</u> <u>のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p>	<p>3 対象事業の範囲 （1）から（9）まで（略） （10）<u>公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程</u> <u>のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p>	<p>➤ 県内に公立の「義務教育学校」「中等教育学校」があるため追記</p>																				

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
59	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 砂防設備 （略）</p> <p>また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木<u>捕捉</u>効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</p> <p>第7（略）</p>	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 砂防設備 （略）</p> <p>また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木<u>捕捉</u>効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</p> <p>第7（略）</p>	<p>➤ 誤字修正</p>
61	<p>第8 農林水産業災害予防対策 （略）</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 集落の安全確保 （略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3） 集落の防災設備整備 イ（略） ロ 公共施設補強整備 地震等の防災上補強が必要な既存の橋<u>りょう</u>等の公共施設の整備</p> <p>（4）（略）</p>	<p>第8 農林水産業災害予防対策 （略）</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 集落の安全確保 （略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3） 集落の防災設備整備 イ（略） ロ 公共施設補強整備 地震等の防災上補強が必要な既存の橋<u>梁</u>等の公共施設の整備</p> <p>（4）（略）</p>	<p>➤ 表記の統一</p>
61	<p>（5） 病虫害防除体制の整備 市町村やJA等関係機関の連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める。 <u>特に、農業者や生産団体等の防除器具の整備の推進と整備状況の把握等により、適切な防除が行えるように努める。</u></p> <p>（6）から（10）まで（略）</p> <p>第9から第11まで（略）</p>	<p>（5） 病虫害防除体制の整備 市町村やJA等関係機関の連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める。</p> <hr/> <p>（6）から（10）まで（略）</p> <p>第9から第11まで（略）</p>	<p>➤ 宮城県農作物病虫害総合防除計画策定に伴い修正</p>
65	<p>第12 盛土等による災害防止 県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、</u> <u>危険が確認された盛土</u> について、各法令に基づき、速やかに<u>撤去命令等の是正指導</u> <u>を行う。また、</u> 県は、当該盛土 <u>について、</u> 対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の</p>	<p>第12 盛土等による災害防止 県及び市町村は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等</u> について、各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分など、盛土等</u> <u>に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行う。<u>さらに、</u> 県は、当該盛土等 <u>について、</u> 対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。 (略)	見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。 (略)	
66	第4節 海岸保全施設等の整備 第1 (略) 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設 本県の海岸総延長は約828kmで、8市7町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。(略)	第4節 海岸保全施設等の整備 第1 (略) 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設 本県の海岸総延長は約830kmで、8市7町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。(略)	➤ P.19と記載を整合
66	宮城県の海岸状況（令和2年3月現在） (表略) ※開門・水門は、陸閘を含む 『海岸統計』令和元年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)	宮城県の海岸状況（令和5年3月現在） (表略) ※最新の表に更新 ※開門・水門は、陸閘を含む 『海岸統計』令和5年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)	➤ 時点更新
92	第10節 防災知識の普及 第1 (略) 第2 防災知識の普及、徹底 1 (略) 2 住民等への防災知識の普及 (1) から (3) まで (略) (4) 普及・啓発の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 ①から⑥まで (略) ⑦ 家庭内での予防・安全対策 (略) ・ 出火防止等の対策の内容 _____ (略)	第10節 防災知識の普及 第1 (略) 第2 防災知識の普及、徹底 1 (略) 2 住民等への防災知識の普及 (1) から (3) まで (略) (4) 普及・啓発の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 ①から⑥まで (略) ⑦ 家庭内での予防・安全対策 (略) ・ 出火防止等の対策の内容 (消火器、ガスのマイコンメーター、 感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等) (略)	➤ 防災基本計画の修正、出火防止対策の更なる徹底

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

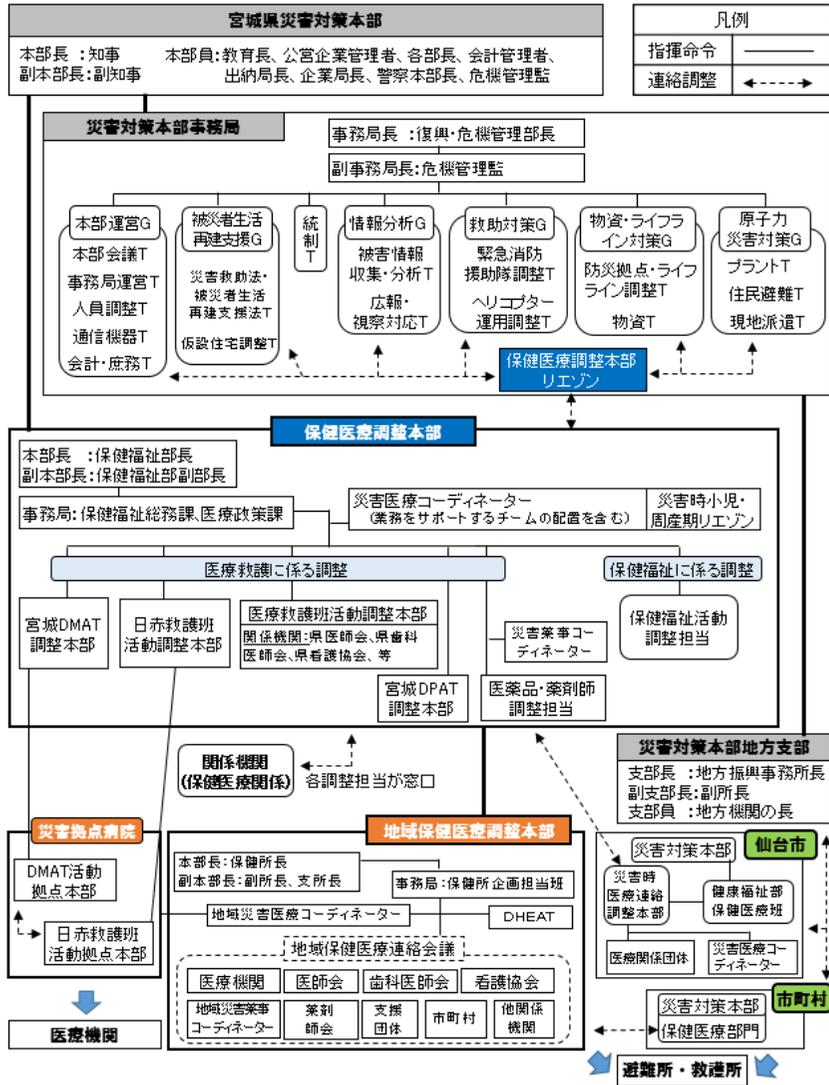
頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
93	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮 イ 要配慮者への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、<u>外国語</u>パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する</p>	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮 イ 要配慮者への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、<u>多言語</u>パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>➤ 文言の修正 ➤ 防災基本計画の修正</p>
96	<p>第3 (略) 第4 県民の取組 (略) 1から4まで (略) 5 防災関連設備等の準備 非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、<u>その他防災関連設備等の整備に努める。</u></p>	<p>第3 (略) 第4 県民の取組 (略) 1から4まで (略) 5 防災関連設備等の準備 非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器、<u>感震ブレーカーの設置、</u>その他防災関連設備等の整備に努める。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
97	<p>第6 災害教訓の伝承 (略) 1から2まで (略) 3 石碑やモニュメントの継承 県及び市町村は、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>持つ意味</u>を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p>第6 災害教訓の伝承 (略) 1から2まで (略) 3 石碑やモニュメントの継承 県及び市町村は、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が持つ意味</u>を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
117	<p>第16節 情報通信網の整備 第1 (略) 第2 県における災害通信網の整備 1 (略) 2 情報伝達ルート多重化 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>拡充</u>の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p>	<p>第16節 情報通信網の整備 第1 (略) 第2 県における災害通信網の整備 1 (略) 2 情報伝達ルート多重化 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>多重化・耐震化</u>の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

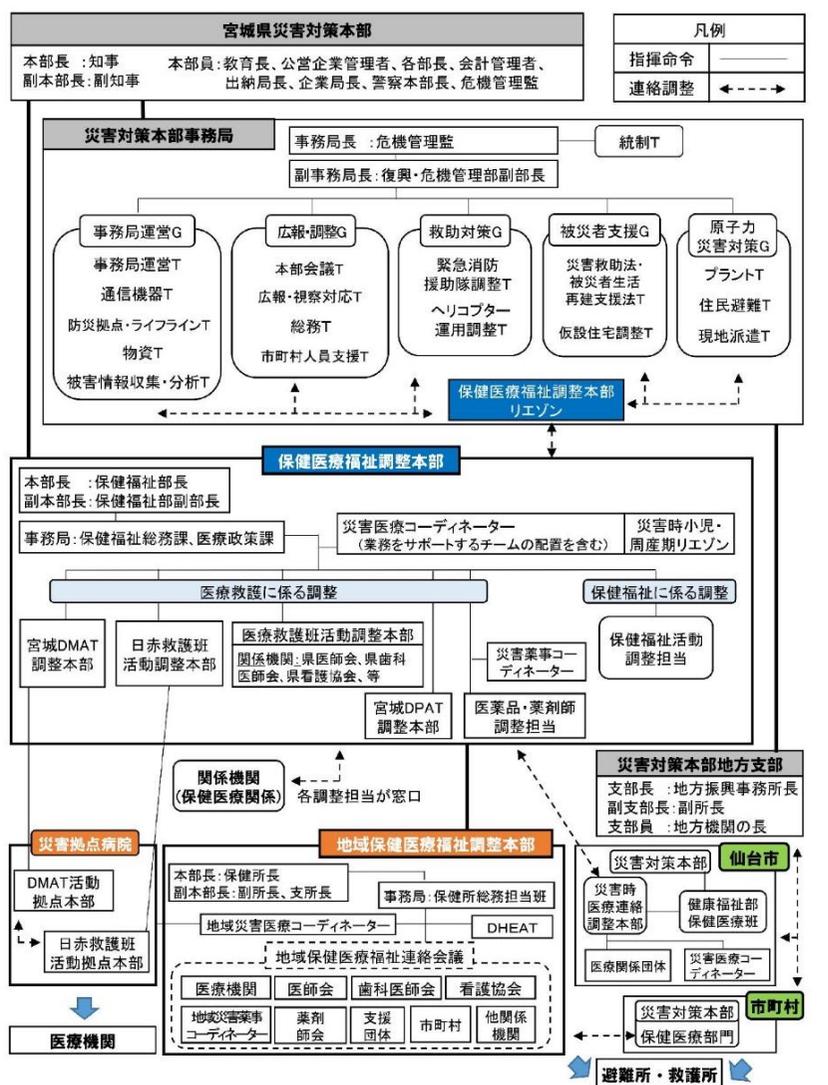
頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考												
147	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 県の役割</p> <p>(1) 保健医療福祉活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、保健医療福祉活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="174 363 1037 549"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療福祉調整本部</td> <td><u>みやぎ広報室内</u>（原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）</td> <td>保健医療福祉活動全体の調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下、表略）</p>	名称	設置・出務場所	業務内容	保健医療福祉調整本部	<u>みやぎ広報室内</u> （原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療福祉活動全体の調整	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 県の役割</p> <p>(1) 保健医療福祉活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、保健医療福祉活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1077 363 1939 549"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療福祉調整本部</td> <td><u>101 会議室</u>（原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）</td> <td>保健医療福祉活動全体の調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下、表略）</p>	名称	設置・出務場所	業務内容	保健医療福祉調整本部	<u>101 会議室</u> （原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療福祉活動全体の調整	<p>➤ 会議室名の変更</p>
名称	設置・出務場所	業務内容													
保健医療福祉調整本部	<u>みやぎ広報室内</u> （原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療福祉活動全体の調整													
名称	設置・出務場所	業務内容													
保健医療福祉調整本部	<u>101 会議室</u> （原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療福祉活動全体の調整													
150	<p>宮城県保健医療福祉調整本部 体制</p>	<p>宮城県保健医療福祉調整本部 体制図</p>	<p>➤ 宮城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領の改正、</p> <p>➤ 保健福祉調整本部名称変更に伴う図の差し替え</p>												

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
---	-------------	-----	----



補足事項
※仙台市(保健所設置市)は、地域保健医療調整本部と同等の機能を有し、保健医療調整本部が仙台市と情報共有を行うよう努め、必要に応じて保健医療活動チームの派遣調整等の支援をする。
※災害対応の長期化等の場合は、出務者の交代等が円滑に行えるよう、災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターが相互に支援する。



補足事項
※仙台市(保健所設置市)は、地域保健医療福祉調整本部と同等の機能を有し、保健医療福祉調整本部が仙台市と情報共有を行うよう努め、必要に応じて保健医療活動チームの派遣調整等の支援をする。
※災害対応の長期化等の場合は、出務者の交代等が円滑に行えるよう、災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターが相互に支援する。

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
160	<p>第2から第5まで（略）</p> <p>第6 心のケア体制の整備</p> <p>県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「<u>災害時こころのケア活動マニュアル</u>」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を庁内に設置して、チーム編成等の調整を行い、速やかに災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。</p>	<p>第2から第5まで（略）</p> <p>第6 心のケア体制の整備</p> <p>県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「<u>公衆衛生活動ガイドライン</u>」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を庁内に設置して、チーム編成等の調整を行い、速やかに災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。</p>	<p>➤ 名称の変更</p>
160	<p>第7 福祉支援体制の整備（略）</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>第7 福祉支援体制の整備（略）</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）<u>及び災害支援ナース</u>の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>➤ 記述の修正</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>
162	<p><u>第8</u>（新規）</p>	<p><u>第8 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</u></p> <p>大規模な災害時においては、避難生活の長期化が想定され、避難所の環境に適応しづらい高齢者、障害者等は普段実施している日常生活動作が制限されることで活動量が低下し、さらなる心身機能の低下や新たな障害の発生のリスクが高まる。</p> <p>県は、災害時の避難所の状況に応じ避難所環境の改善、心身機能低下の予防の取組が実施できるよう、災害発生時には保健医療福祉調整本部において日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）と連携を図り、避難所の環境改善やリハビリテーション関連専門職の派遣調整を行う。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
162	<p><u>第9</u>（新規）</p>	<p><u>第9 栄養支援体制の整備</u></p> <p>県は、災害時の栄養支援活動が円滑に実施できるよう、「<u>災害時公衆衛生活動ガイドライン</u>」について、随時点検し見直しを行うとともに、平時より宮城県栄養士会との協力体制の構築に努め、災害時には、厚生労働省及び日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）、宮城県栄養士会と連携し、速やかに管理栄養士等を被災地に派遣する。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
165	<p>第21節 火災予防対策</p> <p>第1から第2まで（略）</p> <p>第3 消防力の強化</p> <p>1から2まで（略）</p> <p>3 消防団の育成（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、<u>消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練</u></p> <hr/> <p>の充実を推進する。</p>	<p>第21節 火災予防対策</p> <p>第1から第2まで（略）</p> <p>第3 消防力の強化</p> <p>1から2まで（略）</p> <p>3 消防団の育成（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努め、<u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。</u></p> <p>また、<u>消防団員の資質向上を図るため、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制</u>の充実を推進する。</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>
165	<p>(3) 県は、市町村に対し、<u>施設・設備</u></p> <hr/> <p>の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について指導し、積極的な財政援助に努め、市町村は、これらの充実を努める。</p>	<p>(3) 県は、市町村に対し、<u>消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設</u>の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について指導し、積極的な財政援助に努め、市町村は、これらの充実を努める。</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>
165	<p>4（略）</p> <p>5 火災予防措置</p> <p>(1) 予防査察指導の強化</p> <p>火災を未然に防止するためには、<u>消防機関等による予防査察が最も効果がある</u>ので、これを計画的、継続的に実施するとともに、<u>消防用設備に関する法令、市町村火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。</u></p>	<p>4（略）</p> <p>5 火災予防措置</p> <p>(1) 予防査察指導の強化</p> <p>火災を未然に防止するためには、<u>防火対象物関係者による自主防火体制の充実・強化が重要である</u>ので、<u>予防査察等の機会を捉え、各種出火防止、消防用設備等の自主点検、市町村火災予防条例の遵守について指導を徹底し、これを計画的、継続的に実施する。</u></p>	<p>▶ 記述の修正</p>
165	<p><u>(2) 漏電による火災の防止</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(2) (削除)</u></p>	<p>▶ 消防力の強化に結び付かないため</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
171	<p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5 緊急通行車両であることの確認手続の周知</p> <p>県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両標章を<u>交付することが可能となったことから</u>、民間事業者等に対して周知を行うとともに、確認手続の普及を図る。</p>	<p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5 緊急通行車両であることの確認手続の周知</p> <p>県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両標章<u>等の交付を受けることができることについて</u>、民間事業者等に対して周知を行うとともに、確認手続の普及を図る。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
176	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1から第6まで（略）</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1)から(3)まで略</p> <p>(4) 感染症の自宅療養者への対応</p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1から第6まで（略）</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1)から(3)まで略</p> <p>(4) 感染症の自宅療養者への対応</p> <p>県及び保健所設置市の保健所等は、<u>新型インフルエンザ等</u>感染症等（<u>指定感染症及び新感染症を含む。</u>）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
177	<p>5 外国人への対応 （略） （1）（略） （2）指定緊急避難場所や<u>避難路の標識</u>等について、<u>ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的な</u>。ととも、多言語化を推進する。 第8及び第9（略）</p>	<p>5 外国人への対応 （略） （1）（略） （2）指定緊急避難場所や<u>避難誘導標識</u>等について、<u>日本工業規格（J I S）に沿った</u>ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的な<u>表示方法を整備する</u>とともに、多言語化を推進する。 第8及び第9（略）</p>	<p>➤ 文言の修正 ➤ 誤植を修正</p>
178	<p>第10 避難計画の作成 1 市町村の対応 （略） （1）から（4）まで（略）</p> <p>なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（<u>平成17年3月策定</u>）を参考とする。</p>	<p>第10 避難計画の作成 1 市町村の対応 （略） （1）から（4）まで（略）</p> <p>なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（<u>内閣府、令和3年5月改定</u>）を参考とする。</p>	<p>➤ 表記の統一、改定時期の整理</p>
179	<p>第24節 避難受け入れ対策 第1（略） 第2 避難所の確保 1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>位置や避難に当たっての方法等を住民に周知する</u>。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 （略）</p>	<p>第24節 避難受け入れ対策 第1（略） 第2 避難所の確保 1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る</u>。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 （略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
181	<p>(6) から (9) まで (略)</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) から (9) まで (略)</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
181	<p>(11) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(11) (略)</p> <p><u>(12) 市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
181	<p>(新設)</p>	<p><u>(13) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
181	<p>(新設)</p>	<p><u>(14) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
183	<p>第3 避難の長期化対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生活環境の確保</p> <p>県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p>	<p>第3 避難の長期化対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生活環境の確保</p> <p>県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の多言語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p>	<p>➤ 文言の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
183	<p>第4 避難所における<u>愛護動物</u>の対策</p> <p>市町村は、避難所における<u>ペット</u>の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における<u>ペット</u>の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p> <p>なお、被災地域が広域にわたる際の<u>愛護動物</u>の救護活動を見据え、県と（公社）宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。</p>	<p>第4 避難所における<u>家庭動物</u>の対策</p> <p>市町村は、避難所における<u>家庭動物</u>の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における<u>家庭動物</u>の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p> <p>なお、被災地域が広域にわたる際の<u>家庭動物</u>の救護活動を見据え、県と（公社）宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。</p>	<p>➤ 表記の統一化</p>
188	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>県及び市町村は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <hr/> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p>	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>県及び市町村は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
196	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) 市町村地域防災計画・全体計画の策定</p> <p>市町村は、<u>内閣府</u>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、<u>以下「取組指針」という。</u>）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、<u>以下「ガイドライン」とい</u></p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) 市町村地域防災計画・全体計画の策定</p> <p>市町村は、<u>_____</u>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（<u>内閣府</u>、平成25年8月策定<u>_____</u>）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定）等（<u>以下、「避難行動要支援</u></p>	<p>➤ 記述の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>う。）等 _____ を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。</p>	<p>者等に係る取組指針及びガイドライン等」という。）を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。</p>	
196	<p>(2) 要配慮者の把握 市町村は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。 なお、市町村は、 _____ 取組指針及びガイドライン に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p>	<p>(2) 要配慮者の把握 市町村は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。 なお、市町村は、 避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等 に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p>	▶ 記述の修正
197	<p>ロ (略) ハ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者）の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。 ニ (略) (4) 及び (5) (略)</p>	<p>ロ (略) ハ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者）の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。 ニ (略) (4) 及び (5) (略)</p>	▶ 不要な空白削除
198	<p>(6) 支援体制の整備 市町村は、 _____ 取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。</p>	<p>(6) 支援体制の整備 市町村は、 避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。</p>	▶ 記述の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
198	<p>(7) 防災設備等の整備 県及び市町村は、既に整備済みである<u>独居老人</u>や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。</p> <p>※ 緊急通報システム 緊急通報システムは、<u>ひとりぐらし老人</u>等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。</p> <p><u>ひとりぐらし老人</u>等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。</p>	<p>(7) 防災設備等の整備 県及び市町村は、既に整備済みである<u>ひとりぐらし高齢者</u>や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。</p> <p>※ 緊急通報システム 緊急通報システムは、<u>ひとりぐらし高齢者</u>等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。</p> <p><u>ひとりぐらし高齢者</u>等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。</p>	<p>➤ 文言の統一化</p>
200	<p>(8) 及び (9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 (略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(8) 及び (9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 (略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等様々な主体が地域の実情に</u> <u>応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実</u> <u>施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個</u> <u>人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
201	<p>第3 外国人への支援対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、<u>外国語対応の防災マップ・行動マニュアル</u>を作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、<u>さらには避難経路</u>の周知徹底を図る。</p> <p>3 市町村は、避難場所までの案内板等に<u>外国語を併記</u>する。</p> <p>4から8まで (略)</p>	<p>第3 外国人への支援対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、<u>多言語による防災マップ・行動マニュアル等</u>を作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、<u>避難経路等</u>の周知徹底を図る。</p> <p>3 市町村は、避難場所までの案内板等を<u>多言語表記</u>とする。</p> <p>4から8まで (略)</p>	<p>➤ 文言の修正</p>
201	<p>9 県は、各種関係団体に意見を聞いた上で、災害時における<u>外国語</u>による情報発信のための体制の整備及び媒体の確保を行うとともに、適切な広報の方法を決めておく。</p> <p>10及び11 (略)</p>	<p>9 県は、各種関係団体に意見を聞いた上で、災害時における<u>多言語</u>による情報発信のための体制の整備及び媒体の確保を行うとともに、適切な広報の方法を決めておく。</p> <p>10及び11 (略)</p>	<p>➤ 文言の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
206	<p>3 東北地方環境事務所の役割 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。</p> <hr/> <p>4 （略）</p>	<p>3 東北地方環境事務所の役割 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。</p> <p><u>また、災害廃棄物対策東北ブロック協議会の枠組を通じて、災害廃棄物に関する人材育成、大規模災害時における広域連携体制の構築及び地域ブロックでの行動計画の策定等を実施する。</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>➤ H29に設置した協議会を追加</p>
207	<p>第3 主な措置内容 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地震災害時における応急体制の確保 （1）（略） （2）<u>広域的な</u>市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。</p>	<p>第3 主な措置内容 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地震災害時における応急体制の確保 （1）（略） （2）<u>他の</u>市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。</p>	<p>➤ 記述の修正</p>
208	<p>第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防 第1から第2まで （略）</p> <p>第3 避難所体制の整備 山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難場所を確保する。 また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話<u>、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。</u> なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</p>	<p>第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防 第1から第2まで （略）</p> <p>第3 避難所体制の整備 山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難場所を確保する。 また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器</u>、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。 なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
215	<p>第1節 情報の収集・伝達 第1及び第2 (略) 第3 災害情報収集・伝達 1及び2 (略) 3 その他の情報等の発表 仙台管区気象台は、<u>地震発生後の余震発生状況</u> や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。 また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。 4 (略)</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達 第1及び第2 (略) 第3 災害情報収集・伝達 1及び2 (略) 3 その他の情報等の発表 仙台管区気象台は、<u>大地震後の地震活動（余震等）</u> や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。 また、震度5強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。 4 (略)</p>	➤ 表現の修正
217	<p>第4 (略) 第5 災害情報収集・伝達 (略) 1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (1) から (5) まで (略) (6) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、無人航空機等による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p>	<p>第4 (略) 第5 災害情報収集・伝達 (略) 1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (1) から (5) まで (略) (6) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p>	➤ 防災基本計画の修正
222	<p>第6 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信手段 (1) 通信連絡手段 (略) イからホまで (略)</p>	<p>第6 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信手段 (1) 通信連絡手段 (略) イからホまで (略) へ <u>公共安全モバイルシステム …携帯電話技術を活用した公共機関向けの通信システムであり、平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有ができる。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>△ 国土交通省回線（緊急連絡用回線）…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。</p> <p>ト 消防庁回線（消防防災無線）…消防庁が各県と結んでいる無線回線。</p> <p>チ 内閣府回線（中央防災無線）…内閣府と各県を結んでいる無線回線。</p> <p>リ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。</p> <p>ヌ 消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。</p> <p>ル 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の中で通信ができる。</p> <p>ヲ MCA無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。</p> <p>ヅ 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。</p> <p>カ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。 また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。</p> <p>コ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p> <p>ク 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。</p>	<p>ト 国土交通省回線（緊急連絡用回線）…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。</p> <p>チ 消防庁回線（消防防災無線）…消防庁が各県と結んでいる無線回線。</p> <p>リ 内閣府回線（中央防災無線）…内閣府と各県を結んでいる無線回線。</p> <p>ヌ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。</p> <p>ル 消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。</p> <p>ヲ 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の中で通信ができる。</p> <p>ヅ MCA無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。</p> <p>カ 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。</p> <p>コ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。 また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。</p> <p>ク 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p> <p>レ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
222	<p>(2) 非常時の通信の確保 イからロまで（略） ハ 県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS-LTE）、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するよう努める。 なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。 ニ 電気通信事業者は、災害時において、県、及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。 ホ 県は、 災害時の無線局運用時において、通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、通信統制を行う等により通信の運用に支障を来さないよう努める。</p> <p>(3)（略） 2から5まで（略）</p>	<p>(2) 非常時の通信の確保 イからロまで（略） ハ 県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するよう努める。 なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。 ニ 電気通信事業者は、災害時において、県、及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。 ホ 県は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、災害時の無線局運用時において、通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、通信統制を行う等により通信の運用に支障を来さないよう努める。</p> <p>(3)（略） 2から5まで（略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
225	<p>6 放送施設 (1) から (5) まで（略） (6) 株式会社エフエム仙台 イからハまで（略） ニ <u>視聴覚</u>障害者や県内に在住する外国人に向け、文字による災害情報放送が維持できるよう、「見えるラジオ」の放送機能維持に努める。</p>	<p>6 放送施設 (1) から (5) まで（略） (6) 株式会社エフエム仙台 イからハまで（略） <u>三</u> <u>(削除)</u></p>	<p>➤ 「見えるラジオ」サービス終了のため</p>
244	<p>第4節 相互応援活動 第1から第9まで（略） 第10 他県等への応援体制 （略） なお、県及び市町村は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>を徹底する。 （略）</p>	<p>第4節 相互応援活動 第1から第9まで（略） 第10 他県等への応援体制 （略） なお、県及び市町村は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理<u>等を</u>徹底する。 （略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
251	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>1（略）</p> <p>2 災害派遣時に実施する救援活動等（略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）<u>要救助者</u>等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動</p> <p>（4）から（9）まで（略）</p>	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>1（略）</p> <p>2 災害派遣時に実施する救援活動等（略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）<u>遭難者</u>等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動</p> <p>（4）から（9）まで（略）</p>	<p>➤ 防災基本計画と記載を統一</p>
251	<p>（10）<u>援助</u>物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施</p>	<p>（10）<u>救援</u>物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施</p>	<p>➤ 防災基本計画と記載を統一</p>
255	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1（略）</p> <p>（1）船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は<u>機動救難士</u>・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。</p> <p>（2）から（4）まで（略）</p>	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1（略）</p> <p>（1）船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は<u> </u>特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。</p> <p>（2）から（4）まで（略）</p>	<p>➤ 海上保安庁防災業務計画の形式に統一</p>
256	<p>（5）東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、<u>機動救難士</u>又は特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、搜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。</p>	<p>（5）東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、<u> </u>特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、搜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。</p>	<p>➤ 海上保安庁防災業務計画の形式に統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
256	<p>第7（略）</p> <p>第8 救急・救助活動への支援 （略）</p> <p>また、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p> <hr/> <hr/>	<p>第7（略）</p> <p>第8 救急・救助活動への支援 （略）</p> <p>また、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p> <p><u>県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用すること。</u></p>	<p>➤ 総務省防災業務計画の修正</p>
257	<p>第9（略）</p> <p>第10 感染症対策</p> <p>探索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底する。</p>	<p>第9（略）</p> <p>第10 感染症対策</p> <p>探索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等<u>等を徹底する。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
257	<p>第9及び第10（略）</p> <p>第11 救急・救助用資機材の整備</p> <p>国、県、市町村及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。</p> <hr/> <hr/>	<p>第9及び第10（略）</p> <p>第11 救急・救助用資機材の整備</p> <p>国、県、市町村及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
259	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、</p>	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、(公社)日本薬剤師会、(一社)日本病院薬剤師会、(公社)日本看護協会</p> <hr/> <p>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、(公社)日本薬剤師会、(一社)日本病院薬剤師会、(公社)日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p>	
266	<p>第9節 消火活動</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 消防機関の活動</p> <p>1から2まで (略)</p> <p>3 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。</p> <p>(1) <u>海上保安本部</u>又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。</p>	<p>第9節 消火活動</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 消防機関の活動</p> <p>1から2まで (略)</p> <p>3 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。</p> <p>(1) <u>第二管区海上保安本部</u>又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。</p>	<p>➤ 組織の明確化</p>
277	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 障害物の除去等</p> <p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去</p> <hr/> <p>について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p>	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 障害物の除去等</p> <p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去</p> <hr/> <p><u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)</u>について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
277	<p>第6 海上交通の確保</p> <p>1 第二管区海上保安本部の役割</p> <p>第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識</p>	<p>第6 海上交通の確保</p> <p>1 第二管区海上保安本部の役割</p> <p>第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識</p>	<p>➤ 組織の明確化</p> <p>➤</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な<u>運行</u>に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</p>	<p>の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な<u>運航</u>に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</p>	
283	<p>第12節 避難活動 第1から第2まで（略） 第3 避難の指示等の内容及び周知 1から2まで 3 避難の措置と周知 避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。<u>また</u>、これらを解除したときも同様とする。 また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。 (1)（略）</p>	<p>第12節 避難活動 第1から第2まで（略） 第3 避難の指示等の内容及び周知 1から2まで 3 避難の措置と周知 避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。<u>_____</u> これらを解除したときも同様とする。 また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。 (1)（略）</p>	➤ 記述の修正
283	<p>(2) 関係機関の相互連絡 県、警察、市町村、自衛隊及び<u>_____海上保安本部</u>は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市町村の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。 第4（略）</p>	<p>(2) 関係機関の相互連絡 県、警察、市町村、自衛隊及び<u>第二管区海上保安本部</u>は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市町村の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。 第4（略）</p>	➤ 組織の明確化
285	<p>第5 避難所の開設及び運営 1（略） 2 避難所の運営 (1)（略） (2) 避難所の環境維持 イ 良好な生活環境の維持 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、<u>_____</u> <u>_____</u> 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 ロ 健康状態・衛生状態の把握 市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、簡易ベッ</u></p>	<p>第5 避難所の開設及び運営 1（略） 2 避難所の運営 (1)（略） (2) 避難所の環境維持 イ 良好な生活環境の維持 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 ロ 健康状態・衛生状態の把握 市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、<u>_____</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
287	(4) から (8) まで (略) (新設)	(4) から (8) まで (略) <u>(9) 家庭動物の受入れ</u> <u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u>	▶ 防災基本計画の修正
288	第6及び第7 (省略) 第8 帰宅困難者対策 (略) 1 一斉帰宅抑制に関する対応 (1) 一斉帰宅抑制の広報 県及び市町村は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるよう広報を行う。 また、必要に応じ、 <u>携帯電話</u> 、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。 (2) 及び (3) (略)	第6及び第7 (省略) 第8 帰宅困難者対策 (略) 1 一斉帰宅抑制に関する対応 (1) 一斉帰宅抑制の広報 県及び市町村は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるよう広報を行う。 また、必要に応じ、 <u>ホームページ</u> 、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。 (2) 及び (3) (略)	▶ 記述の修正
288	2 帰宅困難者への情報提供 県及び市町村は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や <u>携帯電話</u> 、 <u>ホームページ</u> <u>_____</u> などを活用し、情報提供を行う。 (略)	2 帰宅困難者への情報提供 県及び市町村は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や <u>_____</u> <u>ホームページ</u> 、 <u>SNS</u> などを活用し、情報提供を行う。 (略)	▶ 記述の修正
290	第11 在宅避難者への支援 1から2まで (略) 3 支援体制の整備 市町村は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	第11 在宅避難者への支援 1から2まで (略) 3 支援体制の整備 市町村は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。 <u>また、市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u>	▶ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
291	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めるときは、協定に基づき協定締結団^二等の協力を得て速やかに整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めるときは、協定に基づき協定締結団^体等の協力を得て速やかに整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の修正</p>
292	<p>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <p>県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う^一が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。 (略)</p>	<p>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <p>県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う^一が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。 (略)</p>	<p>➤ 表現の修正</p>
292	<p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援^{による} 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。<u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u></p>	<p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援^{やブルーシートの展開等を含む} 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。<u>_____地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
293	<p>第5 (略)</p> <p>第6 住宅の応急修理</p> <p>被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊<u>又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し</u></p>	<p>第5 (略)</p> <p>第6 住宅の応急修理</p> <p>被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊、<u>半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日</u></p>	<p>➤ 「災害救助法事務取扱要領」の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>_____、その者に替わって必要最小限の補修を行う。 (略)</p>	<p><u>常生活を営むことができるような場合に</u>、その者に替わって必要最小限の補修を行う。 (略)</p>	
293	<p>1 対象 <u>半壊又は半焼し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住家で自らの資力をもってしては修理することができない者。</u></p>	<p>1 対象 半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）。</p>	<p>➤ 「災害救助法事務取扱要領」の修正</p>
295	<p>第14節 相談活動 第1 (略) 第2 県の相談活動 1 (略) 2 総合相談窓口の設置 (1) 県は、災害発生後、速やかに県庁（行政経営推進課）及び各合同庁舎（局所災害の場合は該当する合同庁舎（地方振興事務所・地域事務所））に総合相談窓口を設置する。</p>	<p>第14節 相談活動 第1 (略) 第2 県の相談活動 1 (略) 2 総合相談窓口の設置 (1) 県は、災害発生後、速やかに県庁（行政経営企画課）及び各合同庁舎（局所災害の場合は該当する合同庁舎（地方振興事務所・地域事務所））に総合相談窓口を設置する。</p>	<p>➤ 組織改編に伴う修正</p>
299	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 第1から第2まで (略) 第3 外国人への支援活動 (略) 1から2まで (略) 3 市町村は、状況に応じ広報車や防災無線等により、<u>外国語</u>による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。 4 市町村は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による<u>外国語</u>での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。 5 県は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、<u>外国語</u>による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 第1から第2まで (略) 第3 外国人への支援活動 (略) 1から2まで (略) 3 市町村は、状況に応じ広報車や防災無線等により、<u>多言語</u>による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。 4 市町村は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による<u>多言語</u>での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。 5 県は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、<u>多言語</u>による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。</p>	<p>➤ 文言の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
313	4（略） （新設）	4（略） <u>5 支援要請</u> 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感 染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。	▶ 防災基本計 画の修正
317	第20節 災害廃棄物処理活動 第1（略） 第2 災害廃棄物の処理 1 被災市町村においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生すること から、 <u>広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努め る</u> 。 2 県は、災害廃棄物の <u>広域</u> 処理について、適切な処理方法を市町村に助言する _____。 3及び4（略）	第20節 災害廃棄物処理活動 第1（略） 第2 災害廃棄物の処理 1 被災市町村においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生すること から、 <u>生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保す ることを旨として、円滑かつ迅速に処理を行う。</u> 2 県は、災害廃棄物の _____ 処理について、適切な処理方法を市町村に助言する <u>ととも に、必要に応じて広域処理の調整を行う。</u> 3及び4（略）	▶ 記述の修正
317	第3 処理体制 1 県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレ の必要性、発生した災害廃棄物の種類、性質（土砂、ヘドロ、汚染物等）等につい て情報収集を行う。 2 市町村は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討する など、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を _____ 図る。 3 市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合 には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担す るなどして、効率的に _____ 災害廃棄物等の搬出を行う。	第3 処理体制 1 県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレ の必要性、発生した災害廃棄物の種類、性質（土砂、ヘドロ、汚染物等）等につい て情報収集を行う。 2 市町村は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討する など、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を <u>可能とする体制構築を</u> 図る。 3 市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合 には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担す るなどして、効率的に <u>被災住居等からの</u> 災害廃棄物等の搬出を行う。	▶ 記述の修正
318	第4 処理方法 1（略） 2 市町村は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の 措置を講じる。 （1）及び（2）（略） （3）し尿処理 イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないよう、し尿の汲み取りを 速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期 に完了する。 なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、	第4 処理方法 1（略） 2 市町村は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の 措置を講じる。 （1）及び（2）（略） （3）し尿処理 イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないよう、し尿の汲み取りを 速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期 に完了する。 なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、	▶ 防災基本計 画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>男女別や多目的トイレの設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。</p>	<p>男女別や多目的トイレの設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p><u>また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	
319	<p>第5 推進方策</p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、<u>可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに</u>、復興計画を考慮して、必要な場合には<u>傾斜的、戦略的実施を行う</u>。</p>	<p>第5 推進方策</p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関と緊密に連携し、<u>市町村支援を</u>実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には<u>災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する</u>。</p>	<p>➤ 記述の修正</p>
335	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第1から第10まで （略）</p> <p>第11 空港施設</p> <p>1 （略）</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 災害応急対策の実施</p> <p>仙台空港及び空港復旧に必要なインフラ環境の被災状況を考慮したうえ、発災後3日以内を<u>目標</u>に、国及び関係機関の支援を受け救急・救命活動や緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）の活動拠点として機能させる。その上で、航空輸送上の重要性に応じ、できるだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第1から第10まで （略）</p> <p>第11 空港施設</p> <p>1 （略）</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 災害応急対策の実施</p> <p>仙台空港及び空港復旧に必要なインフラ環境の被災状況を考慮したうえ、発災後3日以内を<u>目安</u>に、国及び関係機関の支援を受け救急・救命活動や緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）の活動拠点として機能させる。その上で、航空輸送上の重要性に応じ、できるだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。</p>	<p>➤ 航空局策定「A2-BCP」ガイドライン改訂による修正</p>
335	<p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> 避難場所への誘導</p> <p>必要に応じて関係者と連携し、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。</p> <p><u>(4)</u> 情報伝達手段の確保</p> <p>災害に関する情報について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p><u>3 仙台国際空港株式会社の対応</u></p> <p><u>(1)</u> 避難場所への誘導</p> <p>必要に応じて関係者と連携し、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。</p> <p><u>(2)</u> 情報伝達手段の確保</p> <p>災害に関する情報について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p>➤ 所管の明確化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
361	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び市町村又は事業者の対応</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び市町村又は事業者の対応</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 下水道事業者は、漏水による汚水の水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p>	<p>➤ 表記の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考																								
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策																									
371	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 職員派遣等の要請</p> <p>県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を<u>活用</u>する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 職員派遣等の要請</p> <p>県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も<u>含めて検討</u>する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>																								
372	<p>第3 災害復旧計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 河川</td> <td style="width: 50%;">ト 道路</td> </tr> <tr> <td>ロ 海岸</td> <td>チ 港湾</td> </tr> <tr> <td>ハ 砂防設備</td> <td>リ 漁港</td> </tr> <tr> <td>ニ 林地荒廃防止施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 地すべり防止施設</td> <td><u>ヌ</u> 下水道</td> </tr> <tr> <td>ヘ 急傾斜地崩壊防止施設</td> <td><u>ル</u> 公園</td> </tr> </table>	イ 河川	ト 道路	ロ 海岸	チ 港湾	ハ 砂防設備	リ 漁港	ニ 林地荒廃防止施設		ホ 地すべり防止施設	<u>ヌ</u> 下水道	ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	<u>ル</u> 公園	<p>第3 災害復旧計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 河川</td> <td style="width: 50%;">ト 道路</td> </tr> <tr> <td>ロ 海岸</td> <td>チ 港湾</td> </tr> <tr> <td>ハ 砂防設備</td> <td>リ 漁港</td> </tr> <tr> <td>ニ 林地荒廃防止施設</td> <td><u>ヌ</u> 水道</td> </tr> <tr> <td>ホ 地すべり防止施設</td> <td><u>ル</u> 下水道</td> </tr> <tr> <td>ヘ 急傾斜地崩壊防止施設</td> <td><u>ヲ</u> 公園</td> </tr> </table>	イ 河川	ト 道路	ロ 海岸	チ 港湾	ハ 砂防設備	リ 漁港	ニ 林地荒廃防止施設	<u>ヌ</u> 水道	ホ 地すべり防止施設	<u>ル</u> 下水道	ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	<u>ヲ</u> 公園	<p>➤ 令和6年度より水道が負担法の対象となった</p>
イ 河川	ト 道路																										
ロ 海岸	チ 港湾																										
ハ 砂防設備	リ 漁港																										
ニ 林地荒廃防止施設																											
ホ 地すべり防止施設	<u>ヌ</u> 下水道																										
ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	<u>ル</u> 公園																										
イ 河川	ト 道路																										
ロ 海岸	チ 港湾																										
ハ 砂防設備	リ 漁港																										
ニ 林地荒廃防止施設	<u>ヌ</u> 水道																										
ホ 地すべり防止施設	<u>ル</u> 下水道																										
ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	<u>ヲ</u> 公園																										
373	<p>3 事業の実施</p> <p>(1) から (9) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(10)</u> ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。</p> <p><u>(11)</u> (略)</p>	<p>3 事業の実施</p> <p>(1) から (9) まで (略)</p> <p><u>(10)</u> 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</p> <p><u>(11)</u> ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。</p> <p><u>(12)</u> (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>																								